

お知らせ

上水道の基本料金を4か月間免除・補助します

問 上水道課 ☎(55)7-146

電力・ガス・食料品等価格の高騰に直面する市民の経済的負担を軽減するため、上水道の基本料金を4か月間免除・補助します。

▼対象者／

①市内の水道事業者と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯および事業者

②市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯および事業者

▼期間／8月利用分から11月利用分まで(4か月間)

▼申請方法／手続きは不要です。

※市外の水道事業者と給水契約を結ぶ市内在住の世帯および事業者は、別途申請手続きが必要です。後日、個別に通知します。

▼その他／海部南部水道企業団と給水契約を結び、かつ、市内で給水されている世帯および事業者で、基本料金の免除以外のお問い合わせがある場合は、同企業団 ☎(55)3-1111 に直接お問い合わせください。

住民税非課税世帯への物価高騰
重点支援給付金について

問 給付金窓口 ☎(55)7-100

物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対し1世帯あたり3万円の給付をします。

▼支給対象者・申込／

基準日(令和5年6月1日)時点で、愛西市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割非課税である世帯

※7月下旬から8月上旬にかけ順次対象者へ確認書を送付しております。必

要事項を記入の上、返送してください。

令和5年1月2日以降6月1日までに愛西市へ転入した世帯または世帯の中で未申告により非課税世帯と確認できな世帯は、世帯全員の非課税証明または非課税と分かる申告書(受付印のあるもの)の写しを添付の上、申請が

必要です。

▼支給内容／非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円支給

▼申請期間／8月7日(月)～10月31日(火)

▼申請窓口／給付金窓口(本庁1～1会議室)または郵送で受け付けします。

小中学校の就学援助

問 学校教育課 ☎(55)7-136

▼援助内容／経済的な理由で子どもを

小中学校に就学させるのにお困りの保護者の方に、給食費や学用品費などを

援助します。
▼対象者／愛西市立の小中学校に在学する児童生徒の保護者で、同一生計世帯全員の所得合計額が基準額以下である方(「所得基準の目安」参考)

▼申請場所／学校教育課または名支所
▼申請期間／8月1日(火)～31日(木)午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日を除く

前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日を除く

→対象児童生徒を含む世帯全員の住民票(続柄等全部記載のもの)
・その他、状況により追加で書類の提出をお願いする場合があります。

▼認定時期／11月下旬



医療費受給者証の年度更新について

問 保険年金課 ☎(55)7-1119

▼対象の医療費受給者証／
①【障害者医療費受給者証】

身体障害者手帳(1級から3級、腎臓4級および進行性筋委縮症4級から6級)、療育手帳(AまたはB)所持者もしくは、自閉症と診断されている方で、令和5年7月31日有効期限の医療費受給者証をお持ちの方。

②【後期高齢者福祉医療費受給者証】

「障害者」「ひとり暮らし」「ねたきり・認知症」などの要件(一部所得制限あり)による後期高齢者福祉医療の受給者の方で、令和5年7月31日有効期限の医療費受給者証をお持ちの方。

③【母子・父子家庭医療費受給者証】

①・②の方でまだ更新手続きがお済みでない方は、手続きが必要です。
③【母子・父子家庭医療費受給者証】
18歳以下の児童を養育している母子や父子家庭の方で、令和5年10月31日有効期限の医療費受給者証をお持ちの方には、7月末に手続きのお知らせを付しました。(所得制限あり)
届出期間は8月1日(火)～31日(木)です。

所得基準の目安

世帯の人数	2人世帯 母35歳、 子どもが10歳の 小学生の場合	3人世帯 父母35歳、 子どもが10歳の 小学生の場合	4人世帯 父母35歳、 子どもが10-11歳 小学生2人の場合
世帯の所得額 給与収入(年収)	1,799,000円 2,687,000円	2,354,000円 3,479,000円	2,887,000円 4,159,000円
世帯の人数	2人世帯 母45歳、 子どもが13歳の 中学生の場合	3人世帯 父母45歳、 子どもが13歳の 中学生の場合	4人世帯 父母45歳、 子どもが13-14歳 中学生2人の場合
世帯の所得額 給与収入(年収)	1,909,000円 2,843,000円	2,439,000円 3,599,000円	3,107,000円 4,435,000円

※この表は目安であり家族の年齢や構成によって異なります。

- ①申請書(申請場所に設置。市ホームページからもダウンロード可)
②保護者名義の通帳(口座内容の確認ができるもの)
③その他
・愛西市に令和5年1月1日に住所がなかった同一生計世帯員の方→令和5年度(令和4年分)課税(非課税)証明書
・対象児童生徒の住所が市内にない方